

琉球大学学術リポジトリ

日米関係雑件（沖縄返還） 16

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43792

新外回 在坤境 公館 (在) 係

12名 21名 1名

中南米一課長
東欧一課長
西欧一課長

年送付 23 (1/20)

官房総務参事官
官房書記官
典官
儀典官
条約課長
安全保障課長
アメリカ局長
参事官
北米一課長

沖繩と管轄する二とある方面
領事館に付いて

47.1.19.
米.北一.

1. 1月19日 最高裁判所刑部局第2課 中垣
有行官より 署内にて 次のとおり 申越し加
(501-5411 内 2254)

あり。取り扱ふべき方より (1) 申渡す面に
照合すると共に (2) 必要事項につき 検
討の上、是より 回答すべき旨 述べら
れた。

(1) 日米領事条約第16条第1項 (別添1)
に、米国人が (1) 裁判に付されたるものを 拘留

GA-5

外務省

3424

2

これ 又 (1) 等の他の場合における拘禁
されし者から 要請があった場合、

日本領事館 (裁判所 警察等) に、
その他 管轄する 米領事館に 通報し、

これら 米領事館に 送付し、 (1) 等
類似の規定が 日米友好通商航海条約

第2条第2項 - 別添2 - にあり、領事
条約締結条約 通商航海条約 に基づき
通報が行われること、)

(2) 従って 沖繩復帰日から 沖繩に 拘留
拘留されたる 米国人に 関し、
米領事館に 通報すべき
こと 判明次第 通報する 要あり
なり。

GA 6

外務省

(3) 本件以南に米国人の由題が最も多いと見られるが、米国人以外の外国人の

由題も起りうるものあり、最多数と見れば(警察当局等も同様と思ふが)、この際

復帰米に復帰後沖縄を管轄するに比しての各領事館に付き本に於て通報

が行われべきである。

しかしわが国が年々と異なる通報を

義務づかすに比して諸国は次の4ヶ国である。(その他に地位協定、国連軍協定の基に通報がある。)

(1) 米軍 (米記 領事館)

(2) 英軍 (領事館)

(3) フランス (在好近南米領事館)

(4) ソ連 (領事館)

(4) 最多数と見れば、本件に付き1支隊部局

(地方末端部)に於て「通達」を發出する者あり、この際外務省の

通報を「通達」の別件とするに加工せられ、好都合である。

2. 本件に於て取り扱った米兵の英兵と以下の如き由題があると思料される

こと、この英兵は本一課の如く、後奥官室、南洋地帯等々跨る由題もある

こと、本件に於て取扱った英兵につき内指針を仰ぎたい。

(1) 復帰後沖縄を管轄するに比しての各領事館に付き南洋の照会確認すること。

(2) 1954年沖縄に新領事館を設けたことのある国の場合、当該領事館設置に付

指定期前 本件通報措置をとりうる
か。速し 相手国の意向を確認すること。

(3) 上記(1)(2)につき 確認の結果を
本とぬ 最高裁判所、警察庁等に通

報する旨を 本府内心にて加え
るかを決定すること。

とりあて
のり

(1) 各地域課に於いて 相手国の意向
確認等を行つたこと、結果は
米北1に2とありため 最高裁へ
通報することと2は如何かと思
ふ。

(2) 最高裁から書面による依頼を取り
つたこととすべし。

あ。

する権利を有する。

第十六条

*(1) 関係がある接受国の当局は、派遣国の領事官の領事管轄区域内において、裁判に付されるために抑留され、又はその他の場合において拘禁されている派遣国の国民の要請があつたときは、直ちに当該領事官に通報しなければならぬ。領事官は、このように抑留され、又は拘禁されている派遣国の国民を遅滞なく訪問し、その国民と立会人なしで面談し、及びその国民のために弁護人をおつせんすることを許される。その国民から領事官にあてたいかなる通信も、接受国の当局により、不当に遅滞することなく、送付されなければならない。

身体の保護

刑事手続

労働者補償

第二条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、いかなる種類の不法な迫害も受けることはなく、且つ、いかなる場合にも国際法の要求する保護及び保障よりも少ない不測の保護及び保障を受けるものとする。

2 いずれか一方の締約国の領域内で他方の締約国の国民が抑留された場合には、その者の要求に基づき、もよりの地にあるその者の本国の領事官に直ちに通告されるものとする。その者は(a)相当且つ人道的な待遇を受け、(b)自己に対する被疑事実を正式に且つ直ちに告げられ、(c)自己の防ぎよのための適当な準備に支障がない限りすみやかに裁判に付され、及び(d)自己の防ぎよに当然必要なすべての手段(自己が選任する資格のある弁護人の役務を含む)を与えられる。

第三条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、雇用されている間に業務の結果生じた疾病、負傷若しくは死亡又は業務の性質に起因する疾病、負傷若しくは死亡を理由として行う金銭上の補償その他の給付又は役務の提供を定める法令

米國との友好通商航海条約

public health, morals and safety.

ARTICLE II

1. Nationals of either Party within the territories of the other Party shall be free from unlawful molestations of every kind, and shall receive the most constant protection and security, in no case less than that required by international law.

2. If, within the territories of either Party, a national of the other Party is taken into custody, the nearest consular representative of his country shall, on the demand of such national, be immediately notified. Such national shall: (a) receive reasonable and humane treatment; (b) be formally and immediately informed of the accusations against him; (c) be brought to trial as promptly as is consistent with the proper preparation of his defense; and (d) enjoy all means reasonably necessary to his defense, including the services of competent counsel of his choice.

ARTICLE III

1. Nationals of either Party shall be accorded national treatment in the application of laws and regulations within the territories of the other Party that establish a pecuniary compensation, or other benefit or service, on account of disease, injury or death arising out of and in the course

ARGENTINA

Yokohama Consulate-General of the Argentine Republic

Address: Silk Center Bldg.,
Rms. 319 & 320, 1, Yamashita-cho,
Naka-ku.
Tel.: 041-1194
Jurisdiction: Tokyo, Chiba, Ibaraki, Saitama, Tochi-
gi, Fukushima, Miyagi, Iwate, Aomori,
Akita, Yamagata, Niigata, Gunma,
Nagano, Yamanashi, Shizuoka, Kana-
gawa and Hokkaido
Office hours: 10:00-13:00 & 14:00-17:00
Sat.: closed

Villa Porto Apt. 403, Mr. Arnaldo CAVIGLIA, (14. 9. 70)
1-109, Naka-ku. Mrs. Caviglia
Tel.: 622-9783 (absent)
ext. 403 Consul (in charge of
the Consulate-General).

Kobe Consulate of the Argentine Republic

Address: Shosen Bldg., Rm. 406, 5, Kaigan-
dori, Ikuta-ku.
Tel.: 33-4658
Jurisdiction: Iyogo, Tottori, Okayama, Shimane,
Hiroshima, Yamaguchi, Fukuoka, Oita,
Saga, Nagasaki, Kumamoto, Miyazaki,
Kagoshima, Ehime, Kochi, Tokushima,
Kagawa, Osaka, Wakayama, Nara,
Mie, Aichi, Gifu, Fukui, Toyama, Ishi-
kawa, Shiga, Kyoto and Okinawa
Office hours: 9:00-17:00
Sat.: closed

1645-1, Higashi Mr. Juan Javier
Nadaberi, Shioya-cho, RINALDINI, (21. 6. 68)
Tarumi-ku. Mrs. Rinaldini
Tel. 77-3360 Consul.

Tokyo

3-1, Roppongi
3-chome, Minato-ku.
Tel. 582-9507

Apt. 501,
Minami Aoyama House,
21-33, Minami Aoyama
4-chome, Minato-ku.
Tel. 401-3370

3-25, Roppongi 7-chome,
Minato-ku.
Tel. 403-3055

11-11, Akasaka 8-chome,
Minato-ku.
Tel. 495-2269

○日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約に基づく抑留または拘禁の通報について

(昭和二十八年七月三十日附第二三〇号法律)

さきに日本国とアメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）との間に締結された領事条約は、きたる八月一日に発効することになっていますが、同条約第十六条第一項（別紙一）によれば、合衆国国民を裁判に付するために抑留し、またはその他の場合において拘禁したときは、合衆国領事官にその旨を通報する手続をとらなければならないこととなっています。なお、日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約（昭和二十八年十月二十八日条約第二七号）第二十条第二項にも同趣旨の規定（別紙二）がありますが、右の規定による通報義務と本条約による前記通報義務は、実質上同一のものと考えられますから、これらの通告および通報を別個に行なう必要はなく、一個の手続により両条約に基づく義務をあわせ履行することができます。きたる八月一日以降裁判所においてなすべきの手続（以下「通報」という。）については、左記によつて下さい。

なお、合衆国領事館の名称、所在地および管轄区域は、別紙三のとおりです。

おつて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障

渉 外 刑事関係

〔通達三〇号〕

条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年六月二十三日条約第七号）第十七条第五項（別紙一）には、日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員もしくは軍属またはそれらの家族の逮捕については、みやかに通告しなければならない旨規定されており、この規定は、前記友好通商航海条約第二十条第二項および領事条約第十六条第一項の特別規定と考慮されずから、合衆国軍隊の構成員もしくは軍属またはそれらの家族の身柄を拘束した場合においては、前者の規定により合衆国当局に通告（昭和二十八年十月二十六日付最高裁判所第一一五二四二号高等裁判所長官、地方裁判所長官および家庭裁判所長官あて事務総長通達参照）を行なうべきであり、本通達による通報を行なう必要はありません。

昭和二十八年十月二十四日付最高裁判所第一一四九四九号高等裁判所長官、地方裁判所長官および家庭裁判所長官あて事務総長通達（日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約に基づく抑留通告について）は、きたる七月三十一日限りで廃止します。

記

一 通報は、合衆国国民に対し次に掲げる措置がとられた場合において、当該合衆国国民の要求があつたときとすること。ただし、逮捕または勾引に引き続く勾留した場合のように抑留の継続中において、その法令上の根拠に変更があつても改めて通報することを要しない。

イ 勾引状(刑事訴訟法第五八条、第六六条、第六八条、第三五五条、第一五二条、第一六二条、民事訴訟法第二七八条、人事訴訟手続法第一三三條第三項、少年法第一四二条第二項により準用される場合を含む)、引致状(破産法第一四八条、第一五〇条、第一五二条により準用される場合を含む)、取容状(法廷等の秩序維持に関する法律第七九条第二項)または同行状(少年法第一一一条第二項、第二二条、第二六条第三項、第四項)により指定の場所へ引致したとき。

ロ 勾留状(刑事訴訟法第六〇条、第二〇七条)、観護令状(少年法第四三條第一項、第一七条第一項第三号、少年鑑別所送致決定(同法第一七条第一項第二号)、鑑定留置状(刑事訴訟法第一六七条、第二四二条、少年法第一四二条第二項)により準用される場合を含む)または保釈もしくは勾留の執行停止を取り消す決定により監獄、少年鑑別所または刑務所の他の場所に取容したとき。

ハ 勾留の執行停止の期間が満了し、または刑事訴訟法第三四三條により保釈もしくは勾留の執行停止が効力を失つたため監獄に収容されたとき。

ニ 拘束(法廷等の秩序維持に関する法律第三三條第一項)をしたとき。

ホ 少年院送致(少年法第二四二条第一項第三号)もしくは戻取容(犯罪者予防更生法第四三條第一項)の決定または監置の裁判(法廷等の秩序維持に関する法律第二二条、第三三條第一項)により

【通達三〇号】

少年院または監置場に収容したとき。

なお、勾留状、観護令状、鑑定留置状または保釈もしくは勾留の執行停止を取り消す決定により監獄等に収容したとき、および勾留の執行停止の期間が満了したまたは刑事訴訟法第三四三條により保釈もしくは勾留の執行停止が効力を失つたため合衆国国民が収監されたときは、その旨檢察官から裁判所に通知されるはずである。

二 抑留または拘禁(以下「抑留」という)された合衆国国民が通報を要求するかどうかを確かめるには、合衆国国民に対し次に掲げる措置がとられた際に別紙五の様式による書面(英文)をこれに示して相当欄に記録を求めすること。ただし、(1)逮捕または勾引に引き続き勾留した場合のように抑留の継続中においてその法令上の根拠に変更があつて改めて通報することを要しないとき、および(2)保釈もしくは勾留の執行停止を取り消す決定が執行されたとき、および(3)保釈もしくは勾留の執行停止が効力を失つたため収監されたときは、通報の要求の有無を確かめることを要しない。(2)の場合においては、檢察官において通報の要求の有無を確かめて裁判所に通知するはずである。

イ 勾引状、引致状、取容状または同行状によつて引致したとき。

ロ 刑事訴訟法六一條によつてその陳述をきき(観護令状および鑑定留置状の場合を含む)、または同法第七七条第二項によ

【通達三〇号】

(別紙一) 日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約(抄)

第十六条

(1) 關係がある接受国の当局は、派遣国の領事官の領事管轄区域内において、裁判に付されるために抑留され、又はその他の場合に於いて拘禁されている派遣国の国民の要請があつたときは、直ちに当該領事官に通報しなければならない。領事官は、このように抑留され、又は拘禁されている派遣国の国民を滞りなく訪問し、その国民と立会人なしで面談し、及びその国民のために弁護人をあつせんすることを許される。その国民から領事官にあてたいかなる遺言も、接受国の当局により、不当に遅滞することなく、送付されなければならない。

(2) 派遣国の国民が有罪の判決を受けて禁錮刑に服している場合には、その国民が刑に服している場所を管轄する領事官は、關係がある接受国の当局に通告した上で、その国民を監獄に訪問する権利を有する。このような訪問は、すべて、監獄の規則に従つて行なわれなければならない。その規則は、合理的な限度内で、このような国民と面談することを許し、かつ、そのような国民と面談する機会を与えるものでなければならない。領事官は、また、監獄の規則に従つて、在監者と他の者との間において通信の伝達を行なうことを許される。

つて弁護人選任権等を告知するとき。

ハ 拘束(法廷等の秩序維持に関する法律第三三條第二項)をしたとき。

ニ 監置の裁判を宣告するとき。

ホ 少年鑑別所送致(少年法第一七条第一項第二号)、少年院送致(同法第二四二条第一項第三号)または戻取容(犯罪者予防更生法第四三條第一項)の決定を告知するとき。

なお、通報の要求の有無を確かめるために使用した別紙五の様式による書面は、事件記録に綴つておくこと。

三 通報は、通報の事由が発生したとき、直ちに当該裁判所から、抑留をした地を管轄区域とする合衆国領事官に対し、適宜の方法をもつて行なうこと(用語は国語でさしつかえない)。

通報を行なつたときは、その旨の記録を事件記録にとめておくこと。

四 通報すべき事項は、抑留の年月日時、被抑留者の氏名、罪名(当該合衆国国民が被疑者、被告人または犯罪少年である場合に限り)、抑留の種類、抑留場所および通報する裁判所の名称とする。なお、通報が前記各条約の規定に基づくものである旨を示す必要はない。

Consular Convention Between Japan and The United States of America

Article 16

(1) The appropriate authorities of the receiving state shall, at the request of any national of the sending state who is confined in prison awaiting trial or is otherwise detained in custody within his consular district, immediately inform a consular officer of the sending state. A consular officer shall be permitted to visit without delay, to converse privately with, and to arrange legal representation for any national of the sending state who is so confined or detained. Any communication from such a national to the consular officer shall be forwarded without undue delay by the authorities of the receiving state.

(2) Where a national of the sending state has been convicted and is serving a sentence of imprisonment, a consular officer in whose consular district the sentence is being served shall, upon notification to the appropriate authorities of the receiving state, have the right to visit him in prison. Any such visit shall be conducted in accordance with prison regulations, which shall permit reasonable access to and opportunity of conversing with such national. The consular officer shall also be allowed, subject to the prison regulations, to transmit communications between the prisoner and other persons.

(別紙二)

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約 (英)

第二章 (保護)

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、いかなる種類の不法な迫害を受けることもなく、且つ、いかなる場合にも国際法の要求する保護及び保障より少くなく、不測の保護及び保障を受けるものとする。

2 いずれか一方の締約国の領域内で他方の締約国の国民が拘留された場合には、その者の要求に基き、もよりの地たるその者の本国の領事官に直ちに通告されるものとする。その者は、(a)相当且つ人道的な待遇を受け、(b)自己に対する被疑事実を正式に且つ直ちに告げられ、(c)自己の防ぎよのための適当な準備に支障がない限りすみやかに裁判に付され、及び(d)自己の防ぎよに當り必要とするすべての手段(自己が選任する弁護人の役務を含む)を与えられる。

【別紙三(〇字)】

(別紙二英文)

Treaty of Friendship, Commerce and Navigation Between Japan and The United States of America

ARTICLE II

1. Nationals of either Party within the territories of the other Party shall be free from unlawful molestations of every kind, and shall receive the most constant protection and security, in no case less than that required by international law.

2. If, within the territories of either Party, a national of the other Party is taken into custody, the nearest consular representative of his country shall on the demand of such national be immediately notified. Such national shall: (a) receive reasonable and humane treatment; (b) be formally and immediately informed of the accusations against him; (c) be brought to trial as promptly as is consistent with the proper preparation of his defense; and (d) enjoy all means reasonably necessary to his defense, including the services of competent counsel of his choice.

希略 一月十九日電報にて連絡いたし、
 日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約に
 基いて拘留または拘禁の送達については
 昭和三十九年七月三十日最高裁判所長官から
 全国に裁断所に送付した送達コピーを
 送付する。
 なお、領事館の名称、所在地等は一節
 変更になり、
 アメリカの送達と同様ではありませんが、このほか、
 英、アムステルダム、ソウエトが有ります。
 最長 領事館の呼称 中項を
 Ex. 2254

別紙三 渉 外 刑 事 函 係

アメリカ合衆国領事館の名称、所在地及び管轄区域

八四二ノ四

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
在東京領事館	東京事務所：東京都港区赤坂三丁目二番八号（四八二一七一） 横浜事務所：神奈川県横浜市市中区山下町六番八号（〇八四一〇二）	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、宮城県、福島県、山形県
在神戸大阪領事館	神戸事務所：兵庫県神戸市生田区加納町六丁目二〇（三一六八六五） 大阪事務所：大阪府大阪市北区梅田町二丁目二番七号（三四一四二五） （四二五八一九）	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、広島県、岡山県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県
在名古屋領事館	愛知県名古屋市中区南外堀町六丁目一（二二二一七七） 九一（五）	静岡県、富山県、長野県（北佐久郡を除く）、愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県
在福岡領事館	福岡県福岡市大濠二丁目五番二六（七五一九三三） （三）	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県
在札幌領事館	北海道札幌市北一条西一三丁目一（二一〇六九〇） 四九（二）三	岩手県、秋田県、青森県、北海道

〔通達三〇号〕

(別紙五) 禁錮通関手 (密印) [第110号]

Subject: Inquiry as to a demand for notification of custody.
Do you, as a national of the United States of America, demand the Court to notify the consular representative of your country of the fact of your custody according to Par. 2, Art. 2 of the Treaty of Friendship, Commerce and Navigation Between Japan and The United States of America and Par. 1, Art. 16 of the Consular Convention Between Japan and The United States of America? Please write your answer below.

Court

Answer

Court

Address:

Date:

Yes, I demand the notification.
No, I do not demand the notification.

(Signature of one in custody)

(Note: Strike out the unnecessary sentence of the above two.)

渉外刑事関係

八四三

八四四

(別紙五) 訳文

抑留・拘禁の通知要求に関する照会

あなたは、アメリカ合衆国国民として、日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約「第二章第一項および「日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約」第二六条第一項により抑留・拘禁の事実をアメリカ合衆国領事官に通報することを要求しますか。次にあなたの答を書いて下さい。

裁判所

あて先

裁判所

日付

通報することを要求します。

通報することを要求しません。

被抑留拘禁者

(密) 名

(注意) 不要の文字を抹消してください。

[第110号]

(3) 本件以南に米国人の由題が最も多しと思われ、米国人以外に外国人の由題も起りうる中、最多数は米(警察当局等も同様に思ふ)に、二階級帰米に、後帰後沖縄と管轄するに、この各領事館に、本件に、通称、使われ、事、ある。

何れも、圖、が、年、と、不、か、り、通、報、を、

義、務、が、4、5、に、2、の、諸、回、に、次、の、4、5、回、に、ある。(その他に地位協定、国連軍協定の基に、通称とある。)

(1) 本國 (米領 領事館)
 (2) 英國 (領事館)
 (3) アムステルダム (領事館)
 (4) ソ連 (領事館)

(4) 最多数は、本件に、つき、(査、練、部、局)

(地方末端部)に、計、に、「通、達」、を、發、出、す、者、之、に、あり、其、際、外、務、省、に、

通、報、を、「通、達」、の、別、件、と、す、る、に、か、つ、て、お、し、ら、れ、る、好、都合、に、ある。

2. 本件に、関、し、取、り、扱、す、に、関、し、て、以、下、の、如、き、由、題、が、ある、と、思、料、せ、ら、れ、

と、す。この、英、比、本、才、一、課、の、中、に、在、る、後、奥、官、室、南、洋、地、域、課、等、に、跨、り、由、題、も、ある。

の、2. 本、件、に、関、し、取、扱、に、係、り、す、る、に、つ、き、以、下、の、如、き、事、を、仰、せ、ら、れ、

(1) 後、帰、後、沖、縄、と、管、轄、す、る、に、つ、き、各、領、事、館、に、つ、き、由、件、圖、に、照、合、確、認、す、る、に、

(2) 1914-1915 年、に、沖、縄、に、新、領、事、館、を、設、置、す、る、に、関、し、て、あ、る、場、合、に、該、領、事、館、設、置、す、る、に、

指定期前 本件通報格差をとり
おし直し 相手国の意向を再検討す。

(3) 上記 (1) (2) のつき 確認の結果を
本と外に 最高裁に所、報告等々を
送

報告等々の本省の中心に
加え 監督
のたを決定すべし。

とて
コト

(1) 各地域課に
通知すべし、結果は
米北に
通知すべし、如何かと思
す。

(2) 最高裁から書面による依頼を取り
つて
す。

あ、

する権利を有する。

第十六条

日米領事条約 (昭29.8.1.発効)

○
 * (1) 関係がある接受国の当局は、派遣国の領事官の領事管轄区域内において、裁判に付されるために抑留され、又はその他の場合において拘禁されている派遣国の国民の要請があつたときは、直ちに当該領事官に通報しなければならぬ。領事官は、このように抑留され、又は拘禁されている派遣国の国民を遅滞なく訪問し、その国民と立会人なしで面談し、及びその国民のために弁護人をあつせんすることを許される。その国民から領事官にあてたいかなる通信も、接受国の当局により、不当に遅滞することなく、送付されなければならない。

公衆衛生、道徳及び安全

第二条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、いかなる種類の不法な迫害も受けることはない。且つ、いかなる場合にも国際法の要求する保護及び保護よりも少ない不測の保護及び保障を受けるものとする。

2 いずれか一方の締約国の領域内で他方の締約国の国民が抑留された場合には、その者の要求に基づき、もよりの地にあるその者の本國の領事官に直ちに通告されるものとする。その者は(a)相当且つ人道的な待遇を受け、(b)自己に対する被疑事実を正式に且つ直ちに告げられ、(c)自己の防ぎよのための適当な準備に支障がない限りすみやかに裁判に付され、及び(d)自己の防ぎよに当然必要なすべての手段(自己が選任する資格のある弁護人の役務を含む)を享受せらる。

第三条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、雇用されている間に業務の結果生じた疾病、負傷若しくは死亡又は業務の性質に起因する疾病、負傷若しくは死亡を理由として行ふ金銭上の補償その他の給付又は役務の提供を定める法令

米國との友好通商航海条約

public health, morals and safety.

ARTICLE II

1. Nationals of either Party within the territories of the other Party shall be free from unlawful molestations of every kind, and shall receive the most constant protection and security, in no case less than that required by international law.

2. If, within the territories of either Party, a national of the other Party is taken into custody, the nearest consular representative of his country shall on the demand of such national be immediately notified. Such national shall: (a) receive reasonable and humane treatment; (b) be formally and immediately informed of the accusations against him; (c) be brought to trial as promptly as is consistent with the proper preparation of his defense; and (d) enjoy all means reasonably necessary to his defense, including the services of competent counsel of his choice.

ARTICLE III

1. Nationals of either Party shall be accorded national treatment in the application of laws and regulations within the territories of the other Party that establish a pecuniary compensation or other benefit or service, on account of disease, injury or death arising out of and in the course

日米通商航海条約 (昭28.10.30.発効)

米総領事館準備進む

沖繩民政府の消滅で

【那覇十二日神田電】「五人の大使を誘ったが、一九六九年の日本国出陣による復讐と消滅することになり、いま復讐が進行している。一方、復讐時に那覇に新に設けられる米領事館の設置も遅々とはかどっており、この面での復讐準備は進むと見られる。

一九五〇年十二月、これまでの米政府に代わって設置され、沖繩のすべての民政権を継ぎ、米政府は復讐とともに消滅する。最盛時の一九五五年には米軍人、沖繩従軍兵士五百八十五

が行われ、三月末期限に復讐ととも完全に消滅することになり、いま復讐が進行している。沖繩従軍兵士は、先づ復讐準備を進め、現在、那覇市の米領事館二層ビルに、復讐準備している。米政府の消滅とともに、同部隊は復讐される。

この民政権の消滅に伴って、那覇市内に設けられるのが米領事館(神戸を含む)に、日本での三番目の領事館になる。これは、沖繩には復讐後も依然として、米軍人、軍属、その家族を除いても

約四万人の米軍人が居住し、また米企業も多いため、その保護にあたり、米領事館の設置も急務である。また、米領事館の設置も急務である。また、米領事館の設置も急務である。



Rv the

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

50

大政事外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会營給

総番号(TA) 5394 主管
72年 2月 2日 18時 25分 韓国 発着
72年 2月 2日 18時 40分 本省 着

外務大臣殿 前田大使 臨時代理大使 総領事 代理

在オキナワ韓国領事館の設置

第114号 平 至急

報道によれば韓国政府は本年中にオキナワに対し領事館な
いし領事館事務所を設置するよう計画している由
(2日付東ア日報報道)
(了)

調査長 参企折調
領移長 参領旅査移
中東
北東西
北北保
参一二
参西東洋
西東
近ア長 参書近ア
経 次総経国資
長 参質統
協長 参政技一理
長 国企二
参協規
長 参政経科
長 軍社專
長 参道内外
文長 参一二

外務省

Rv the

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

1773

大政事外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会營給

総番号(TA) 6087 主管
71年 2月 5日 13時 18分 韓国 発着
71年 2月 5日 14時 04分 本省 着

外務大臣殿 前田大使 臨時代理大使 総領事 代理

韓国領事館のオキナワ設置

第126号 略 至急

往電第114号に関し

オキナワに領事館を設置するという新聞記事の真否につき
本官よりチ外務部ア州局長にその真否を質した所、先方
は次の通り答えた。

「一部のサークル(在日韓国人及び米国ノース・ウエスト
航空会社)よりオキナワ在住の約700人の韓国人及び
同方面への韓国人ツウリストの面倒をみる為に領事館を設
置して欲しいとのちん情が外務部に行なはれている次第も
あり、また、3億400万ドルに上るオキナワとの貿易(特
に韓国はオキナワよりそとうを輸入し、種々見返りに輸
出していると語つた)にもかんがみ、外務部として設置
方検討しているが、もし設置の方向に決れば、もち論日本
側と十分に協議をして合意を得た上で、これを行なうこと
になる。」

オキナワ代表部に転電した。

(了)

調査長 参企折調
領移長 参領旅査移
中東
北東西
北北保
参一二
参西東洋
西東
近ア長 参書近ア
経 次総経国資
長 参質統
協長 参政技一理
長 国企二
参協規
長 参政経科
長 軍社專
長 参道内外
文長 参一二

外務省

秘

RK True

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外儀官

事務次長
典房
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

電信写

総番号(TA) 6126 主管
72年2月5日16時14分 韓国 発
72年2月5日16時22分 本省 着 A北

外務大臣殿 前田大使 臨時代理大使 総領事 代理

韓国領事館のオキナワ設置

第127号 略 至急

往電第126号に関し

冒頭往電のチ。ア州局長の説明の際、同局長は「本件設置は韓国の安全保障上の考慮とは何ら関係はない」とも述べていたので、右追加補足する。

オキナワ代表部に転電した。

(了)

調査長
領移長
参企折調
参領旅査移

①

参地中東
長 北東西
参北北保

中南番
参一
参西東洋
長 西東

②

近ア長
参書近ア
次総経国資

長経協長
参政技一理
国企二

参条協規

長国 参政経科

長軍社専

長道内外

参一

外務省

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外儀官

事務次長
典房
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

電信写

総番号(TA) 6087 主管
71年2月5日13時18分 韓国 発
71年2月5日14時04分 本省 着 A北

外務大臣殿 前田大使 臨時代理大使 総領事 代理

韓国領事館のオキナワ設置

第126号 略 至急

往電第114号に関し

オキナワに領事館を設置するという新聞記事の真否につき本官よりチ外務部ア州局長にその真否を質した所、先方は次の通り答えた。

「一部のサウクル(在日韓国人及び米国ウエスト航空会社)よりオキナワ在住の約700人の韓国人及び同方面への韓国人ウエストの面倒をみる為に領事館を設置して欲しいとのちん情が外務部に行なはれている次第もあり、また3億400万ドルに上るオキナワとの貿易(特に韓国はオキナワよりそとうを輸入し、種々見返りに輸出していると語つた)にもかんがみ、外務部として設置方検討しているがもし設置の方向に決ればもち論日本側と十分に協議をして合意を得た上で、これを行なうことになる。」

オキナワ代表部に転電した。

(了)

調査長
領移長
参企折調
参領旅査移

①

参地中東
長 北東西
参北北保

中南番
参一
参西東洋
長 西東

②

近ア長
参書近ア
次総経国資

長経協長
参政技一理
国企二

参条協規

長国 参政経科

長軍社専

長道内外

参一

外務省

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

大政事外外(機官)
 務典房
 次典房
 官官審審長長
 儀総人電厚計
 書文会営給

電信写

総番号(TA) 6126 主管
 72年2月5日16時14分 韓国 発
 72年2月5日16時22分 本省 着 北

外務大臣殿 前田大使 臨時代理大使 総領事 代理

韓国領事館のオキナワ設置

第127号 略 至急

往電第126号に関し

冒頭往電のチ。ア州局長の説明の際、同局長は「本件設置は韓国の安全保障上の考慮とは何ら関係はない」とも述べていたので、右追加補足する。

オキナワ代表部に転電した。

(了)

調査長
 参企析調
 領移長
 参領旅査移

中東
 北西
 北保
 参一
 西東洋
 西東

近ア長
 参書近ア
 経次総経国資
 長参貿統
 経協長
 参政技一理
 国企二
 参家協規
 長国
 参政経科
 長軍社專
 長情長文長
 参一

外務省

RV line

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

大政事外外(機官)
 務典房
 次典房
 官官審審長長
 儀総人電厚計
 書文会営給

電信写

総番号(TA) 26186 主管
 72年1月26日12時37分 韓国 発
 72年1月26日12時17分 本省 着 北

外務大臣殿 後(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

韓国領事館のオキナワ設置

第780号 略 至急(ゆう先処理)

往電第779号に関し

24日他用で往訪のマエダに対し、チ。ア州局長は「前回申述べたようにナワに韓国領事館を設置するのは同地在留韓国人の保護及び貿易上の理由にあり(往電第126号)、近く東京にて日本側に正式に意向打しんするつもりである」と語った。

(了)

調査長
 参企析調
 領移長
 参領旅査移

中東
 北西
 北保
 参一
 西東洋
 西東

近ア長
 参書近ア
 経次総経国資
 長参貿統
 経協長
 参政技一理
 国企二
 参家協規
 長国
 参政経科
 長軍社專
 長情長文長
 参一

外務省